原設計	課長	課長代理	担当係長	調査	設計

変更	課長	課長代理	担当係長	調査	設計

○ 業務委託
賃貸借
修繕請負
製造請負

設計書（原）

照合

事業コード	――――――	原契約	第　　号
請求番号	６３００８８		平成　年　月　日

平成２５年度	科目 浄水送水費　賃借料
名称	高所作業車の借入
履行期間	契約日　～　平成２５年１２月２７日
場所	大阪市東淀川区柴島１－３－１４
概要	高所作業車を借入する。 （履行期間内　連続２６日間）
担当課（所・場）	工務部　施設保全センター

契約方式	(定額)	精算	総価
説明	設計	現場	
変更	金額	期限	

注　（　　）内は内数で、消費税及び地方消費税相当額である。

種　　別	金　　額	摘　　要
賃借料	円 （　　）	
計	円 （　　）	

（　　回）

区　　分	金　　額	期　　限
原　契　約	円 （　　）	平　成　　年　　月　　日
変　　更	円 （　　）	平　成　　年　　月　　日
増・減（▲）	円 （　　）	

備　　考
添付書類の設計書（続）とは、「賃借料明細書」をいう。

添付書類	仕様書　7　枚	図面　―　枚	設計書（続）　1　枚

賃借料明細書

高所作業車の借入

名　　称	形状寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
1 賃借料		式	1			連続26日間
2 消費税及び地方消費税相当額		式	1			
賃借料計						1+2

業務委託等設計書（続）

賃貸借特記仕様書

この契約について、賃貸人は「物品借入契約書」の内容等を十分理解し契約履行上、支障のないようにしなければならない。

なお、「物品借入契約書」に記載のない事項、変更する事項、補足する事項等については、次に特記事項として記載する。

特記事項

「総則」

1　賃貸人は公正な職務の執行に関して、別紙－１で定める「公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書」を遵守するとともに、関係者に周知徹底しなければならない。

2　賃貸人は別紙－２で定める「暴力団等の排除に関する特記仕様書」を遵守するとともに、関係者に周知徹底しなければならない。また、本市監督職員が提出を求める時には別紙－３を提出しなければならない。

3　賃貸人は本契約の遂行に際し、別紙－４で定める「水安全方針」について、関係者に周知徹底しなければならない。

「履行内容」

4　本契約は、高所作業車（以下「車両」という。）を借入するものであり、車両の仕様は次のとおりとする。

（１）車 両 形 状：トラック架装リフト
（２）作 業 床 高 さ：１２ｍ以上
（３）バケット材質：ＦＲＰ等、電気絶縁材質
（４）非常停止装置：あり
（５）旋 回 角 度：３６０度
（６）積 載 荷 重：２００kg または２名以上
（７）車種規制適合：大阪府生活環境の保全等に関する条例第４０条の１４第９項による

5　納入及び引取場所は、柴島浄水場構内（大阪市東淀川区柴島１－３－１４）とする。

6　借入期間は、契約日から平成２５年１２月２７日までの間における連続２６日間とする。
ただし、搬出入日等詳細については、契約後、本市監督職員（以下「監督職員」という。）と協議により決定すること。

7　賃貸人は、車両の納入に当たり、本市に対してその取り扱い方法を十分に説明し、取扱説明書を添付すること。

8　借入期間中、車両に故障や異常等が発生し、監督職員より連絡があった場合には、賃貸人にて速やかに対処すること。

9　借入期間中、本市の過失による借入車両の破損については、本市が負担するものとし、修理期間中の代車等、賃貸人の休業補償については、別途協議するものとする。

10　借入車両は賃貸人において、次のとおり自動車保険に加入したものとする。

（１）対人：無制限
（２）対物：１，０００万円以上（免責５万円以内）
ただし、免責については本市負担とする。

11　借入期間中の燃料費は本市が負担する。

12　本仕様書に記載のない事項が生じた場合は、その都度監督職員と協議すること。

別紙－１

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

別紙－２

暴力団等の排除に関する特記仕様書

１　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

２　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

別紙－３

平成　　年　　月　　日

大阪市水道局長

住所又は事務所所在地
フ　リ　ガ　ナ
商 号 又 は 名 称
フ　リ　ガ　ナ
氏名又は代表者名　　印
（契約書に押印する印鑑と同一印）
生　年　月　日　　年　　月　　日生

誓　約　書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

１　私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約の相手方：
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　私が本誓約書１に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

５　私が大阪市暴力団排除条例第７条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額 500 万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。

６　私が使用する下請負人等が、本誓約書１に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

（参　考）**裏面**

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第８条　市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2)　入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3)　有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4)　公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6)　公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7)　公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8)　前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

２　市長は、前項各号（第３号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

３　市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

水安全方針

別紙－４

基本理念

大阪市水道局は、明治 28(1895)年 11 月、公衆衛生の向上や消火用水の確保を目的に我が国第4番目、水道条例制定後第 1 号の近代水道として発祥し、大阪市民の豊かな生活と高度な都市活動の一翼を担いつつ、創業 110 年を超える歴史を市民、お客さまとともに築いてまいりました。

この間、水づくりの拠点である浄水場では、水源水質の動向や水道水質基準の強化、水道水質に対するお客さまニーズに対応するため、浄水技術の高度化を順次図り、平成 12(2000)年には、市内全域に高度浄水処理水を通水するとともに、平成 18(2006)年 11 月には、第三者の厳しい視点で浄水管理の信頼性を保証するため、国際規格である品質マネジメントシステム ISO9001 を認証取得しました。

また、管路をはじめとする給配水部門は、浄水場とお客さまの蛇口を結ぶ重要な輸送プロセスであり、経年管の更新、配水管の計画洗浄、直結給水範囲の拡大など、維持管理レベルの向上を図りながら、当該部門への品質マネジメントシステムの導入拡大についても検討を進めてきました。

一方、近年、食や水の安全性に対する社会ニーズ、関心がますます高まっている中、我が国の水道界においても、HACCP[*1] の概念を取り入れた「水安全計画」の策定が求められており、品質管理に関する取組に併せて、今後とも、徹底した危機管理対策の充実を図っていく必要があります。

そこで、この度、浄水場の ISO9001 を礎にしつつ、これまで検討してきた給配水部門における品質マネジメントシステム並びに水安全計画を一元的に集約し、安全と品質の両面に立った本市水道局全体の水安全マネジメントシステムとして、食品安全管理の国際規格である ISO22000 を取得しました。

これにより、本市がこれまで蓄積してきた安全管理及び品質管理の技術を高い信頼性保証レベルで標準化し、次世代へ確実に技術継承していくとともに、これらの取組を通じて、全局的な PDCA サイクル[*2] を定着させ、長い歴史の中で培われた職員一人ひとりのノウハウ、経験、各部門のプロ意識を活かしながら、おいしい水計画の推進はもとより、市民、お客さまに信頼していただける水道づくりを目指します。

＊1 食品の衛生管理システムの国際標準

＊2 計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Act）に結びつけ、その結果を次に活かすプロセス

基本方針

(1)より安全でおいしい水道水を安定して供給します。

より安全でおいしい水道水を安定して供給することを目指します。

そのために当局では水安全マネジメントシステムを確立し、運用してまいります。

(2)お客さまとの双方向のコミュニケーションの充実を図ります。

お客さまに、水道水質及び水源から給水栓までの水道水の安全・品質管理に関する取組情報の提供を行うとともに、お客さまのご要望、ご意見をお聞きし、水道事業へ反映してまいります。

(3)本市が培ってきた水道技術を高いレベルで標準化し、次世代への確実な技術継承を図ります。

これまで本市が蓄積してきた安全・品質管理技術及びノウハウを文書化し、全職員が共有できるシステムを構築することにより、次世代への確実な技術継承を図ります。

(4)法規制及び水道水の安全・品質管理に係る要求事項を遵守します。

水道法、水質基準等の各種法規制はもとより、水道水の安全及び品質管理に係る要求事項を遵守します。

(5)継続的なシステムの改善に努めます。

水安全マネジメントシステムを導入した後も、各時代の要請に応じた目標を設定し、その達成に向けて、継続的にシステムを改善します。

(6)水安全方針を公表します。

この水安全方針は、水道局全職員への周知徹底を図るとともに、市民、お客さまに公表します。

平成 25 年 4 月 1 日

大阪市水道局長（水道事業管理者）　玉井得雄